

議案第 170 号

伊賀線経営安定化等基金条例の制定について

伊賀線経営安定化等基金条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀線経営安定化等基金条例

(設置)

第 1 条 市民、企業及び行政が一体となって、伊賀線の存続を図ることを目的とし、同線の運営会社の経営安定化並びに線路、車両、駅その他の施設の保守管理、施設整備及び同線の活性化促進に要する資金に充てるため、伊賀線経営安定化等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に定める基金の設置目的に従い必要と認めるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。